

令和8年3月31日退職予定の方へ

～任意継続組合員制度について～

退職後は、現職時の組合員資格で医療機関等を受診することはできません。退職後に再就職して勤務先の医療保険制度(健康保険・共済組合)が適用される場合を除き、次の表のいずれかの医療保険制度に加入する手続が必要となります。

表：退職後の医療保険制度の概要 (再就職先で医療保険制度が適用される場合を除く。)

医療保険制度	国民健康保険	任意継続組合員制度 (最長で2年間加入できる)	家族の医療保険制度 (健康保険・共済組合)の被扶養者
掛金 (保険料)	前年の収入,世帯人員数を基に算出(市区町村により異なる)	労使折半ではなくなるため最大で退職時の2倍	被扶養者となるため負担なし
窓口	住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口	当支部(福利係)	家族が加入している医療保険制度の運営団体
その他	被扶養者制度がないため,これまで被扶養者であった家族の保険料を世帯主が負担する。	被扶養者制度については退職前と同じ加入手続については後述	年金も収入に含まれる。被扶養者になるための要件については,事前確認が必要

任意継続組合員制度とは

組合員期間*1が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が,申出により,退職後も引き続き2年間を限度として,医療給付等の短期給付と福祉事業の一部*2の適用を受けることができる医療保険制度*3です。申出により途中で脱退することもできます。再就職して勤務先の医療保険制度が適用される場合は,任意継続組合員制度には加入できません。

*1 他の公務員共済組合の組合員期間は含みますが,前に加入していた任意継続組合員期間や国民健康保険の被保険者期間は含みません。

*2 人間ドックの健診費用等の補助は利用できません。その他福祉事業の詳細は,支部ホームページで御確認ください。

*3 在職中とは異なり,任意継続組合員制度は,医療保険制度のみが継続です。年金については,20歳以上60歳未満の方(被扶養配偶者を含む)は,国民年金へ加入する必要がありますので,住所地の市区町村の国民年金担当窓口で手続をしてください。

加入手続について

①任意継続組合員申出書の提出
※所属所長の証明が必要です。

②共済から自宅宛てに掛金決定通知書を送付

③掛金の納入

退職日を含めて20日以内(法定期限)

退職日を含めて20日以内(令和7年度未退職の場合は4月17日(金)まで)に,共済組合への「任意継続組合員申出書」の提出と掛金の納入をする必要があります。ただし,年度未退職予定者については,下表のスケジュールにより,退職前から加入申出の事前受付を行います(いずれも資格取得日は4月1日となります。)

なお,再就職を希望されている方は,採用の状況が明らかになった段階で加入手続をしてください。再就職(勤務先の医療保険制度の適用)が決まり,加入申出の取下げが生じた場合,組合員資格情報の訂正や払い込まれた掛金の返金に期間を要します。

表:令和7年度未退職予定者の加入申出事前受付スケジュール(納入方法別)

掛金の納入方法	受付	①申出書の提出期限	②掛金額等の通知(予定)	③掛金の口座振替日	④資格確認書の交付(予定)※
口座振替	第1回	2月10日(火)	2月末	3月11日(水)	4月1日(水)
	第2回	2月18日(水)	3月上旬	3月18日(水)	4月8日(水)
	第3回	3月2日(月)	3月下旬	4月1日(水)	4月15日(水)
振込	第1回	2月16日(月)	2月末	3月1日(日)～15日(日)	4月1日(水)
	第2回	2月27日(金)	3月中旬	3月16日(月)～31日(火)	4月8日(水)
	第3回	3月18日(水)	3月末	4月1日(水)～9日(木)	4月15日(水)

事前受付(左表)の申出書提出(①)の最終期限(3月18日)以降も4月17日(金)までは加入手続は可能ですが,その場合,申出書の提出前に共済組合へ連絡してください。**【振込のみ対応可】**

※ 申出書の資格確認書発行要否欄において申請した方(要件を満たす方)のみ資格確認書を交付します。

なお,資格情報のお知らせはマイナ保険証の保有の有無に関わらず,すべての組合員及び被扶養者に交付します。

掛金(保険料)について

掛金額(保険料)

雇用主負担がなくなることから全額自己負担となるため、掛金額は**最大で退職時の2倍**になります。
介護掛金は、国内に住所を有する40歳以上65歳未満の方のみ必要です。
掛金額の算出方法は、次の計算式のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{短期掛金(月額)} &= \text{退職時の標準報酬月額(上限額410,000円)} \times \text{短期掛金率} \\ \text{介護掛金(月額)} &= \text{退職時の標準報酬月額(上限額410,000円)} \times \text{介護掛金率} \\ \text{子ども掛金(月額)} &= \text{退職時の標準報酬月額(上限額410,000円)} \times \text{子ども掛金率} \quad ※1 \end{aligned}$$

加入時に納入すべき1年目(令和8年度)の掛金額は、加入書類提出後にお知らせします。

※1 各掛金率は年度ごと(毎年2月頃)に決定します(令和8年度の率が決定後、[支部ホームページに掛金早見表を掲載します。](#))。
また、**令和8年4月から、子ども・子育て支援掛金の徴収が始まります。**

参考 令和7年度の掛金率 短期:1,000分の93.20 介護:1,000分の16.08

※2 2年目の任意継続掛金額は、年度ごとの掛金率に変更はあるものの、前年から極端な変動はありません。一方、国民健康保険料(税)は、前年の収入が少ない場合、任意継続より保険料が少なくなる傾向にあるため、1年で任意継続組合員制度を脱退して、国民健康保険へ加入する方もいます。国民健康保険料(税)の試算は、住所地の市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

掛金の払込方法

①年一括払い ②半期払い(2回払い) ③月払い(前月払い) のいずれかを選択できます。

①・②については、前納による掛金額の割引制度があり、途中で脱退した場合は、未経過月分の掛金は還付します。
③月払いを選択した場合、毎月、所定の期日までに納入されないときは脱退となることから(実際に失念により脱退となる方がいます)、**加入者の多くが割引制度もある①を選択しています。**

※ 納入方法は、口座振替と振込のいずれかを選択できます。口座振替は、ゆうちょ銀行に口座を開いている方のみが選択できますが、申出の時期によっては、振込をお願いすることがあります。

任意継続組合員資格取得後について

掛金の納入を確認後、公立学校共済組合鹿児島支部から送付するものは以下のとおりです。

マイナ保険証の有無	有	無(申出書の「資格確認書発行要否欄」にチェックした者)
自宅へ送付	<p>① 資格情報のお知らせ</p> <p>※ マイナ保険証に対応していない医療機関等で受診する際にマイナ保険証と併せて提示してください。</p> <p>※ マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象となりません。</p>	<p>① 資格情報のお知らせ</p> <p>② 資格確認書 ※ 資格確認書の交付対象は以下に該当する者に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none">マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者マイナンバーカードの電子申請書の有効期限切れの者マイナ保険証での受診が困難で介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者

Q & A (よくある質問)

【問合せ先】 公立学校共済組合鹿児島支部 福利係

TEL : 099-286-5217 FAX : 099-286-5663

<https://www.kouritu.or.jp/kagoshima/>



国民健康保険とどちらがお得?

お住まいや前年の収入等、状況によって異なるため、国民健康保険の保険料は、お住まいの市町村の窓口にお問合せください。
任意継続掛金については、[支部ホームページ](#)に掲載(2月に掲載)の早見表で御確認ください。

手続き中に受診の際は?

退職日以降、マイナ保険証の情報更新前(マイナ保険証未保有者においては資格確認書が届く前)に受診の必要がある場合は、**医療機関等の窓口にて、任意継続組合員へ変更手続き中であることを申し出てください。**
医療費の全額を負担した場合は、療養費の請求を行うことで、後日共済負担分を還付します。

任意継続は途中で辞められるの?

最長2年間の加入期間ですが、申出により途中で脱退することもできます。
脱退に係る手続きの詳細については、[支部ホームページ](#)を御覧ください。

マイナ保険証はあるけど資格確認書を発行してほしい

マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、資格確認書の交付対象となりません。資格確認書の交付を希望される場合には、マイナ保険証の利用登録の解除申請を行ってください。

家族も引き続き任意継続に加入できる?

退職日現在、共済組合の認定を受けている被扶養者に限り、継続して扶養を認定することができます。申出書に該当者名を記入し、継続認定欄に○をつけてください。

4月1日から再就職を希望しており、現在結果待ちだが、先に手続きを進めてよいのか?

一度任意継続の手続きが進むと、マイナ保険証に紐づく情報が更新され、その情報を取り消し、再度組合員としての情報が登録されるまでには、より多くの時間を要します。
事前受付の最終期限は3月中となっておりますが、任意継続の加入手続きは退職日以降20日以内(令和7年度未退職者においては4月17日(金)まで)であれば可能ですので、4月1日からの**再就職に伴う医療保険制度の適用(社会保険加入)がないことが決定したうえで任意継続申出書を提出**いただくようお願いいたします。